

令和 5 年度東海村職員採用試験案内
(令和 5 年 1 0 月 1 日採用予定)

令和 5 年 5 月 1 2 日

令和 5 年 1 0 月 1 日採用予定の東海村職員採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容 |
|------------------------------|--------|---|
| 一般事務（大学卒） | 6 名程度 | 村長部局等に配属され、一般行政事務に従事します。 |
| 一般事務（公務員経験者） | | |
| 保育士・幼稚園教諭 | 3 名程度 | 保育所、幼稚園、認定こども園等に配属され、保育業務等に従事します。 |
| 保育士・幼稚園教諭 (実務経験者) | | |
| 保健師 | 若干名 | 村長部局等に配属され、地域保健福祉に関する業務及び当該業務に関連する一般行政事務に従事します。 |
| 精神保健福祉士 ・社会福祉士 (実務経験者) | 若干名 | 村長部局等に配属され、精神保健福祉や社会福祉に関する職務及び一般行政事務に従事します。 |
| 管理栄養士 (実務経験者) | 若干名 | 村長部局等に配属され、学校給食業務及びその他の栄養指導等の業務に従事します。 |

※採用予定人員については、変更になる場合があります。

2 受験資格

| 試験区分 | 学歴区分 | 資格要件等 |
|------------------------------|------|--|
| 一般事務（大学卒） | 大学卒 | 昭和63年（1988年）4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方 |
| 一般事務 （公務員経験者） | 大学卒 | ①昭和63年（1988年）4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方 ②令和5年9月末現在で、国・地方公共団体における実務経験を5年以上有する方 |
| 保育士・幼稚園教諭 | - | ①昭和63年（1988年）4月2日以降に生まれた方 ②保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を有する方又は令和5年9月末までに取得見込みの方 |
| 保育士・幼稚園教諭 （実務経験者） | - | ①昭和63年（1988年）4月2日以降に生まれた方 ②保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を有する方 ③令和5年9月末現在で、保育所・幼稚園等における実務経験を2年以上有する方 |
| 保健師 | 大学卒 | ①昭和63年（1988年）4月2日以降に生まれた方 ②保健師の資格を有する方又は令和5年9月末までに取得見込みの方 |
| 精神保健福祉士 ・社会福祉士 （実務経験者） | - | ①昭和58年（1983年）4月2日以降に生まれた方 ②精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有する方 ③福祉に関する相談業務、支援業務等の実務経験を有する方 |
| 管理栄養士 （実務経験者） | - | ①昭和58年（1983年）4月2日以降に生まれた方 ②管理栄養士の資格を有する方 ③学校給食業務等（調理業務を除く。）に係る実務経験を有する方 |

《注意事項》

(1) 試験区分「一般事務（公務員経験者）」における実務経験とは、国家公務員又は地方公務員の正規職員として1年以上継続して就業した期間が該当します。また、実務経験が複数ある場合は、通算することができます。

なお、休暇・休業・休職等のため、3か月以上継続して職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、実務経験から除きます。

(2) 試験区分「保育士・幼稚園教諭（実務経験者）」における実務経験とは、保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得後、保育所等（※1）における保育士等（※2）として、週当たり20時間以上の勤務を1年以上継続して就業した期間が該当します。また、実務経験が複数ある場合は、通算することができます。

※1：「保育所等」とは次の施設をいいます。

ア 児童福祉法に定める児童福祉施設，家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業

イ 学校教育法に定める幼稚園

ウ 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

エ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に定める証明書が交付された認可外保育施設

※2：「保育士等」とは、保育士，幼稚園教諭，保育教諭をいいます。

(3) 試験区分「精神保健福祉士・社会福祉士（実務経験者）」における実務経験とは、民間企業や公共機関等において、福祉に関する相談業務，支援業務等に従事した経験が該当します。

(4) 試験区分「管理栄養士（実務経験者）」における実務経験とは、学校，学校給食共同調理場，市町村教育委員会等で、栄養士又は管理栄養士として、学校給食業務等（調理業務を除く。）に従事した経験が該当します。

(5) 全ての試験区分において、次のいずれかに該当する方は受験できません。

① 日本国籍を有しない方

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

③ 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方

④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験日時, 試験方法及び試験会場

(1) 第1次試験

①SPI3テストセンター会場（リアル会場又はオンライン会場）のみでの受験

| 試験区分 | 日 時 | 試験方法 |
|--|--------------------------------|-------------|
| 保育士・幼稚園教諭（実務経験者） | 令和5年6月5日（月）から 6月18日（日）の任意の日 | S P I 3 - H |
| 一般事務（大卒），保健師， 精神保健福祉士・社会福祉士（実務経験者）， 管理栄養士（実務経験者） | | S P I 3 - U |

②WEB試験（インターネット環境が整っている自宅など）のみでの受験

| 試験区分 | 日 時 | 試験方法 |
|--------------|--------------------------------|-------------|
| 一般事務（公務員経験者） | 令和5年6月5日（月）から 6月18日（日）の任意の日 | S P I 3 - P |

③SPI3テストセンター会場（リアル会場又はオンライン会場）及び東海村役場での受験

| 試験区分 | 日 時 | 試験方法 | 試験会場 |
|-----------|---|-------------|-----------------------------|
| 保育士・幼稚園教諭 | ①令和5年6月5日（月）から 6月18日（日）の任意の日 | S P I 3 - H | S P I 3 テストセンター 会場 |
| | ②令和5年6月18日（日） 受付 9時15分 説明開始 9時45分 | 専門試験 | 東海村役場 （東海村東海三丁目7番 1号） |

《注意事項》

- ア SPIテストセンターの受験会場については、申込状況を確認したのちに送付する「受験依頼メール」を受け取った後、Web上でSPI3基礎能力検査を受検する日時・会場を予約する必要があります。リアル会場またはオンライン会場を受検者自身で予約してください。
- イ Web試験の受験については、申込状況を確認したのちに送付する「受験依頼メール」に従って行ってください。
- ウ 受験方法や受験会場の予約等のSPI3試験に関する内容については、運営元の指示に従ってください。

(2) 第2次試験

| 試験区分 | 日 時 | 試験方法 | 試験会場 |
|------|--|------|-------------------------|
| 共通 | 令和5年7月中旬から下旬のうち、指定された日時 ※合格者に別途通知します。 | 口述試験 | 東海村役場 (東海村東海三丁目7番1号) |

(3) 第3次試験

| 試験区分 | 日 時 | 試験方法 | 試験会場 |
|------|---|------|-------------------------|
| 共通 | 令和5年8月上旬から中旬のうち指定された時間 ※合格者に別途通知します。 | 口述試験 | 東海村役場 (東海村東海三丁目7番1号) |

4 試験内容

(1) 第1次試験

| 試 験 | 内 容 |
|-----------|---|
| S P I 3-U | 社会人全般に求められる基礎的な能力及び職務への適応性を人物特性の面から見る検査を行います。 |
| S P I 3-H | |
| S P I 3-P | 職務への適応性を人物特性の面から見る検査を行います。 |
| 専門試験 | 社会福祉、こども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健について、択一式による筆記試験を行います。 |

(2) 第2次試験

| 試 験 | 内 容 |
|------|-----------------------------|
| 口述試験 | 個別面接により、主として人物についての評定を行います。 |

(3) 第3次試験

| 試 験 | 内 容 |
|------|-----------------------------|
| 口述試験 | 個別面接により、主として人物についての評定を行います。 |

(4) その他

全ての区分において、受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について、書類審査を行います。

5 合格者の発表等

| 区 分 | 期 日 | 方 法 | |
|----------------|----------|-----------------------|--|
| 第1次試験 合格者発表 | 令和5年6月下旬 | 合格者のみに結果や面接日程等を通知します。 | 東海村役場前公営掲示板及び東海村公式ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 |
| 第2次試験 合格者発表 | 令和5年7月下旬 | 合格者のみに結果や面接日程等を通知します。 | |
| 最 終 合格者発表 | 令和5年8月中旬 | 受験者全員に可否の結果を郵送で通知します。 | |

※ 第1次試験及び第2次試験の合格者への結果通知は、「いばらき電子申請・届出サービス」を用いて行います。

6 受験手続き等

(1) 申込受付期間及び申込方法

| | |
|--------|--|
| 申込受付期間 | 令和5年5月12日（金）午前9時から6月2日（金）午後5時まで（受信有効） ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがありますので、期限に余裕を持ってお申し込みください。 |
| 申込方法 | <p>(1) 東海村公式ホームページ「令和5年度東海村職員採用試験のインターネット（いばらき電子申請・届出サービス）による申込方法」を御覧ください。</p> <p>(2) (1)の指示に沿って、「いばらき電子申請・届出サービス」から申し込みしてください。</p> <p>(3) 申込手続きが完了すると、登録したメールアドレスに、申込完了を通知するメールが送信されますので、御確認ください。申込完了後、1時間経ってもメールが届かない場合は、必ず東海村総務人事課人事・給与厚生担当まで電話で御連絡ください。</p> <p>(4) 申込内容を審査した結果をお知らせする「受付完了のお知らせ」メールが送信されますので、御確認ください。受験申し込み後、5日程度（土・日曜日及び祝日は除く。）過ぎても、「受付完了のお知らせ」メールが届かない場合は、必ず東海村総務人事課人事・給与厚生担当まで電話で御連絡ください。</p> <p>(5) 6月5日（月）（予定）までに「いばらき電子申請・届出サービス」にアップロードする「受験票」をダウンロードし、A4サイズ縦で印刷し、東海村役場で試験を受験する際には、必ず持参してください。</p> <p>(6) インターネットによる申込みができない方は、東海村総務部総務人事課（電話 029-282-1711（内線 1322））にお問い合わせください。</p> <p>【注意事項】</p> |

| | |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、御了承ください。 ・申込完了後に表示される「整理番号」と「パスワード」は今後の手続きに必要となります。メモ等に控えて、大切に保管してください。 |
| ホームページアドレス | <p>(1) 東海村公式ホームページ（採用情報トップページ） https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/soshikikarasagasu/soumubu/soumujinji/36/4/2/index.html</p> <p>(2) いばらき電子申請・届出サービス https://s-kantan.jp/vill-tokai-ibaraki-u/offer/offerlist_initdisplay.action</p> |

(2) その他

身体に障害があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの対応を希望される方及び補聴器を使用される方、又は視覚障害があるため、拡大文字による試験を希望される方については、申し込みの際にあらかじめ申し出てください。

7 合格から採用まで

最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用は、令和5年10月1日を予定しています（採用後、6ヵ月間の条件付採用期間を経て、正式採用となります。）。

8 試験結果の開示

試験結果の開示は、受験者本人に対し、以下の表のとおり開示しています。

試験結果の開示を希望する場合は、本人であることを証明できるもの（運転免許証、学生証、健康被保険証、旅券等）を持参の上、総務人事課人事・給与厚生担当に直接お越しくください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

なお、受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

| 開示請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 |
|----------|----------|------------------|
| 不合格者 | 総合得点及び順位 | 合格者発表の告示の日から1ヶ月間 |

9 給 与

給与は、東海村職員の給与に関する条例，規則等に基づき支給されます。
例えば，大学卒業直後に採用された場合は，次のとおりになります。

| 試験区分 | 給与等 |
|-----------|------------------------|
| 一般事務（大学卒） | 190,756 円 （地域手当含む。） |

※上記の金額は，令和5年4月1日現在のものですが，採用までに給与の改定が行われた場合は変更となることもあります。

※学校卒業後一定の経験年数がある方は，上記の金額に一定額が加算されます。

※このほか期末・勤勉手当，扶養手当，住居手当，通勤手当，時間外勤務手当等が支給されます。

10 勤務時間・休暇等

勤務時間は，原則として，午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分勤務で，土曜日，日曜日及び国民の祝日，年末年始は休日となります。

休暇制度としては，年次休暇（年20日（4月に採用された場合は，採用直後に15日）付与され，残日数は20日を限度として翌年に繰越し），療養休暇，介護休暇，特別休暇（夏季・忌引・結婚・出産・ボランティア等）があります。

また，ワーク・ライフ・バランスを支援するため，育児休業，育児部分休業，配偶者同行休業，自己啓発休業，修学部分休業等の制度も整備されています。

11 新規採用職員に対する人材育成制度

新規採用職員を対象とした研修（採用直後・半年後）や臨床心理士，精神保健福祉士によるメンタルヘルス面談のほか，メンター制度（月1回程度職員との面談によるフォローアップ）等，人材育成制度を充実させております。

12 問い合わせ

東海村 総務部 総務人事課 人事・給与厚生担当
〒319-1192 那珂郡東海村東海三丁目7番1号
電話 029-282-1711（内線 1322，1323）